

4 令和3(2021)年度立入検査について

(1) 令和3年度高圧ガス第一種製造者立入検査実施要領について

県では、高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づき、高圧ガス第一種製造者の帳簿書類を検査することにより、高圧ガスの保安管理状況を確認するとともに、事業活動における自主的な保安に関する活動を促し、広く高圧ガスの事故を防止することを目的に、平成13年度から現在の方法で立入検査を実施しています。

令和3年度も「令和3年度高圧ガス第一種製造者立入検査実施要領」に基づき実施します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検査資料をメール送付(不可の場合は郵送)する方法に変更しますので、御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 立入検査区域図について

令和3年度の立入検査の対象は、次の市町に所在地がある事業所です。

① CEのみを設置する事業所以外【別紙1-1】

足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町

② CEのみを設置する事業所【別紙1-2】

日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

③ 令和2年度に新規に製造の許可を受けたもの

全ての市町

(3) 令和3年度高圧ガス第一種製造者立入検査検査項目及び重点確認項目について

① 令和3年度高圧ガス第一種製造者立入検査項目について

令和3年度は【別紙2】の「令和3年度第一種製造者等立入検査調書」により検査を行います。

② 令和3年度高圧ガス第一種製造者等立入検査における重点確認項目について

高圧ガスによる県内の事故ゼロを目指し、高圧ガス製造者等の災害の未然防止や製造施設等の適正な管理を目的とし、国の動向、過去の事故原因及び立入検査の結果等を踏まえ、(3)①の検査項目と併せて【別紙3】のとおり「重点確認項目」を設定させていただきます。

(4) 検査項目ごとの注意点について

① 保安係員

保安係員は有資格者である必要がありますので、計画的な資格取得に努め、人事異動があっても保安係員の選任ができるようにしてください。また、保安係員は直ごとに選任する必要があります。

② 危害予防規程

規則改正(令和元年9月施行、猶予期間は令和2年8月31日まで)により、大規

模地震対策を追記する必要があります。追記した際は、危害予防規程届（変更）を提出する必要があります。

③ 保安教育

高压ガスを使用する全ての方（特に新任者）に教育が行き届くようお願いします。

④ 定期自主検査

休止中であっても定期自主検査は必要です。また、二種設備相当の設備がある場合でも、許可範囲に含まれている場合は、処理能力にかかわらず定期自主検査が必要です。処理能力が 30m³/日未満で独立非連結の設備であれば、二種製造とする手続きを行えば、定期自主検査は不要になります。

⑤ 日常点検

点検は、設備の使用開始時、稼働時、使用終了時に行うこととされているため、作業時間が変わった場合は、点検時間も変わることになります。帳簿に点検時間を書く代わりに「始業開始時」のように記載しても差し支えありません。

⑥ 高压ガスの授受

容器授受簿における充填圧力（圧縮ガスの場合）・質量（液化ガスの場合）の記載漏れが多いので御注意ください。

令和3年度高压ガス第一種製造者立入検査実施要領

1 立入検査の目的

高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「保安法」という。）第62条第1項の規定に基づき、高压ガス第一種製造者の帳簿書類等を検査することにより、保安検査では確認することができない事業所の保安管理状況を確認し、事業活動における高压ガスの自主的な保安に関する活動を促すと共に高压ガス事故の防止を図ることを目的とする。

2 立入検査対象

保安法第5条第1項第1号に基づき製造許可を受けた第一種製造者のうち、以下の者を対象とする。

- (1) 「第一種製造者立入検査区域図（【別紙1-1（1-2以外の事業所）】）」に記載する年度ごとの所在地に該当する者
- (2) 「第一種製造者立入検査区域図（【別紙1-2（コールド・エバポレータのみを設置する事業所）】）」に記載する年度ごとの所在地に該当する者
※平成26年度から令和元年度の立入検査において指導事項がなかった事業所は、別途送付するチェックリストによる自己点検を実施することで、(1)、(2)によらず検査対象から外れる。
- (3) 令和2年度に新規に第一種製造者の許可を受けた者

3 検査項目

「令和3年度第一種製造者等立入検査調書【別紙2】」により検査を行う。法定事項ではないものの、事業所の保安確保のための取組状況について特に確認を要する事項については、「令和3年度高圧ガス第一種製造者等立入検査における重点確認項目【別紙3】」により確認する。

4 検査方法

原則、事業所から検査資料をメール送付（不可の場合は郵送）し、県が確認する方法とする。

(1) 必要な検査資料

令和3年3月に事業者あてに送付する「令和3年度第一種製造者立入検査の実施について」に記載する。

(2) 検査資料の送付方法

事業所の情報セキュリティ上の問題で検査資料の送付ができない場合や、検査対象設備数が多いため、資料の量が膨大になる場合は、郵送又は従来方法による立入検査を行う。必要に応じ、Web会議を活用してよい。

(3) 検査資料の送付時期

ア 県が別に指定する日までに送付する。指定する日は、令和3年3月に事業者あてに送付する「令和3年度第一種製造者立入検査の実施について」に記載する。ただし、定期自主検査結果報告書が準備できれば、県が指定した日の1か月前から送付しても差し支えない。）

イ アにかかわらず、Web会議を希望する事業所は、県と調整の上、時期を決定する。

ウ 資料送付による検査が行えないと県が判断した場合、県が改めて検査日を指定し、事業所にて検査を行う。

(4) 検査結果の通知

県は、指定した日以降、速やかに検査を行い、検査結果を検査調書にまとめ事業所あてメール等で送付する。

5 検査結果に対する対応等

違反が確認された場合は、原則2週間を期限として改善を指導する。

改善が特に必要と認められる場合（改善に長期間を要する場合、事故に直結するおそれがある場合、口頭指導に対し改善の見込みがない場合など）は、必要に応じ事業所にて立入検査を行い、改善すべき内容を「改善指示書【別紙4】」にまとめ、事業所宛て通知し、原則1か月を期限として「改善計画書又は改善報告書【別紙5-1又は別紙5-2】」の提出を指導する。

6 検査資料の取り扱い

県は、送付された検査資料を立入検査の目的以外に使用しない。

※【別紙4】【別紙5-1】【別紙5-2】は添付しておりません。

【別紙1-1】

第一種製造者立入検査区域図 (製造設備がコールド・エバポレータのみである事業所を除く)

国土地理院承認 平14総複 第149号



栃木県

【別紙1-2】

第一種製造者立入検査区域図
(製造設備がコールド・エバポレータのみである事業所)

国土地理院承認 平14総複 第149号



【別紙2】

令和3年度第一種製造者等立入検査調書

事業所名称		書類受領年月日	
事業所所在地		前回年月日	
ガス名 (使用用途)		検査者 職氏名	
総合結果		担当者 (連絡先)	()
指導内容等			

	検査項目	内 容	判 定	
重点確認項目	製造の方法に係る技術上の基準に関する事項	高圧ガスの製造・充填		
		ガス設備の修理又は清掃		
		バルブの操作		
		容器置場及び充填容器等の基準		
	非常時の対応	災害リスクの確認		
		ハード面対策		
		ソフト面対策		
		通報体制		
	その他の事項	リスクマネジメント（リスクアセスメント、ヒヤリハット、危険予測など）		

	検査項目 (根拠条文)	確認する書類	内 容		判 定	
1	保安統括者等の選任 (保安法第27条の2他) 保安統括者 保安統括者代理者 保安技術管理者 保安技術管理者代理者 保安係員 保安係員代理者 保安監督者 特定高圧ガス取扱主任者	保安に関する組織図	保安管理体制が確認できるもの			
		○選任者全員について 免状の原本の写し (免状の種類と講習受講 履歴が分かる書類) ※講習受講頻度 初回は3年以内 以後、前回受講年度の翌 年度から5年以内	氏 名	免 状 の 種 類 等		
					講習受講年月日	
					講習受講年月日	
					講習受講年月日	
2	危害予防規程 (保安法第26条)	危害予防規程及び届出書	保管状況、内容変更による届出 大規模地震対策	届出年月日		
3	保安教育 (保安法第27条)	保安教育計画及び保安教育実施記録	保安教育計画の策定 教育内容 受講者数	名 実施年月日		
4	定期自主検査 (保安法第35条の2)	定期自主検査実施記録	(高圧ガス製造施設)			
			実施機関	検査年月日		
			実施機関			
			(特定高圧ガス消費施設)			
実施機関	検査年月日					
5	日常点検 (保安法各規則、例示基準)	日常点検記録	使用開始時及び使用終了時 使用時1回以上【定置式】			
6	月例点検 (例示基準)	月例点検記録	警報設備【一般・液石】※回路検査可			
			緊急遮断装置【液石】※作動検査			
			水噴霧装置等【液石】※作動検査			
			配管外観、(成分表) ※帳簿に記録			
7	高圧ガスの充填 (保安法第60条)	高圧ガスの充填記録	容器記号・番号			
			ガス種【一般】			
			充填圧力 ※液化ガスの場合は質量			
			充填年月日			
8	高圧ガスの授受 (保安法第60条)	高圧ガス授受記録(購入 伝票等) ※容器	容器記号・番号			
			ガス種【一般】			
			充填圧力 ※液化ガスの場合は質量			
			授受先			
充填年月日						
9	異常の記録 (保安法第60条)	設備台帳等	異常があった年月日及びそれに対してとった措置			
10	事故届 (保安法第63条)	事故届の記録	事故の有無、事故の定義及び事故時の対応の確認			
11	販売の基準 ※販売を行う場合のみ (保安法第20条の5他)	周知記録、周知書面、保安台帳	販売主任者の選任 周知の有無(販売契約時、1年以上経過時の周知) 周知すべき高圧ガスの確認 販売の方法(保安台帳の有無、充填容器の確認、CNG・LPの基準)			

【別紙 3】

令和 3 年度高圧ガス第一種製造者等立入検査における重点確認項目

高圧ガスによる県内の事故ゼロを目指し、高圧ガス製造者等の災害の未然防止や製造施設等の適正な管理を目的とし、国の動向、過去の事故原因及び立入検査の結果等を踏まえ、以下の項目を立入検査時の重点確認項目とします。

1 製造の方法に係る技術上の基準に関する事項（高圧ガス保安法第 11 条第 2 項関係）

(1) 高圧ガスの製造・充填

安全弁又は逃し弁に付帯した止め弁の常時全開や貯槽の内容積に対する充填量、車両の固定等、「製造に関する基準」「充填に関する基準」に沿った措置がなされているか。

(2) ガス設備の修理又は清掃

作業計画及び責任者を定め、危険を防止するための措置を講じて実施され、修理等終了後に正常に作動する事の確認がなされているか。

(3) バルブの操作

バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力を加えないような措置がなされているか。

(4) 容器置場及び充填容器等の基準

置場の区分、火気の使用及び温度等の基準を遵守し、併せて、衝撃及びバルブの損傷を防止する措置等が講じられているか。

2 非常時の対応

(1) 災害によるリスクの確認

近年、地震や風水雪害が顕著に見られることから、事業者が所有する高圧ガス施設が災害を受ける可能性としてどのような事象が考えられるか。また、仮に被災した場合、高圧ガス施設においてどのような被害が考えられるか。（例：地震により可燃性ガスボンベがプラットフォームから落下し、ガスが漏れいする。突風による倒木で高圧ガス配管が損傷するなど。）

(2) ハード面対策

災害による被害を最小限にするため、施設などのハード面ではどのような対策をとっているか。（例：耐震化工事の実施、容器にチェーンを二重掛けする等により、転倒防止を図るなど。）

(3) ソフト面対策

自主保安体制などのソフト面の観点からはどのような対策をとっているか。（例：防災訓練の実施など。）

(4) 通報体制

事故時や災害時において、職場内や関係機関への連絡が速やかに行えるよう、連絡体制図等が整備されているか。また、電話が使えない場合はどのように対処するか。

3 その他

(1) リスクマネジメント

平成 27 年 3 月（平成 28 年 2 月改訂）に「リスクアセスメント・ガイドライン（高圧ガス保安協会）」が作成されたが、高圧ガス製造事業所において、リスクアセスメント（①ハザード（危険源）の特定→②リスク分析→③リスク評価→④低減策の策定）を実施しているか。あるいはヒヤリハット、危険予知などの活動を実施しているか。

<高圧ガス保安協会ホームページ>

リスクアセスメント

https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/raguideline/